

群馬県市町村会館管理組合職員の在宅勤務等手当に関する規則

令和6年4月1日

規則第2号

(趣旨)

第1条 在宅勤務等手当の支給については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

(在宅勤務等の場所)

第2条 群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例（平成16年群馬県市町村会館管理組合条例第1号。以下「条例」という。）第17条の2第1項の規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は2親等内の親族の住居
- (2) 宿泊施設の客室（職員が当該客室の利用に係る料金を負担する場合に限る。）
- (3) 前2号に掲げる場所に準ずる場所として管理者が認めるもの

(正規の勤務時間から除かれる時間)

第3条 条例第17条の2第1項の規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

- (1) 群馬県市町村会館管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年群馬県市町村会館管理組合条例第3号）第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間又は条例第12条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）
- (2) 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があった時間

(1箇月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間)

第4条 条例第17条の2第1項の規則で定める期間は、3箇月とする。

(確認)

第5条 管理者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、条例第17条の2第1項に規定する勤務（以下この条において「在宅勤務等」という。）を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 管理者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

(支給日等)

第6条 在宅勤務等手当は、給料の支給日に支給する。

2 在宅勤務等手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該在宅勤務等手当をその際支給する。

(支給期間等)

第7条 職員が新たに条例第17条の2第1項の職員たる要件を具備すると認められた場合には、同項に規定する規則で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当は支給しない。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、在宅勤務等手当に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(群馬県市町村会館管理組合職員の給与の支給等に関する規則の一部改正)

第2条 群馬県市町村会館管理組合職員の給与の支給等に関する規則（平成16年群馬県市町村会館管理組合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第2号中「交替制勤務に従事する職員等」を「在宅勤務等手当を支給される職員、交代制勤務に従事する職員その他の職員」に、「平均1箇月当たりの通勤所要回数分」を「1箇月当たりの平均通勤所要回数分」に改める。

第24条中「以下この条」を「次項」に、「平均1箇月当たりの通勤所要回数」を「1箇月当たりの平均通勤所要回数」に改め、「とし、同号の規則で定める割合は、100分の50」を削り、同条に次の1項を加える。

2 条例第16条第2項第2号の規則に定める割合は、100分の50とする。